

〇〇 〇〇様  
 〇〇 〇〇様  
 〇〇 〇〇様  
 〇〇 〇〇様  
 〇〇 〇〇様

— 定期報告のお知らせ —

お客様の建築物（第東日本YY-XXXX号）は

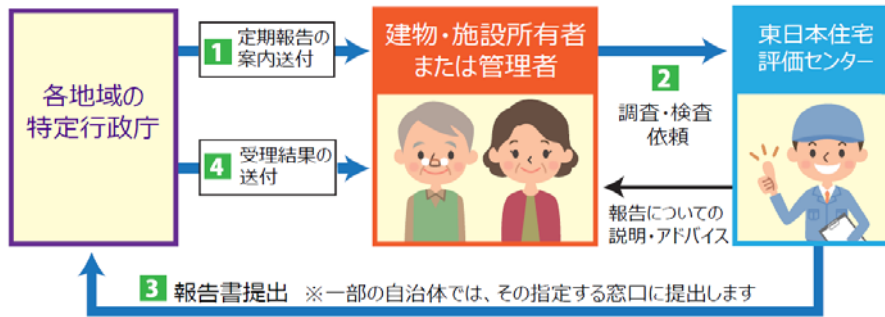
<用途>が（主要用途、最初の1つ）であり、

<規模>が（イ. 建築物全体）㎡ であるため

**定期報告制度が適用されます。**

■ 特定建築物等の定期報告制度とは

多数の人々が利用する建築物のうち、政令及び特定行政庁が指定した建築物、昇降機及び昇降機以外の建築設備は、定期的にその状況を有資格者に調査・検査させて、その結果を決められた報告様式により特定行政庁に報告することが義務づけられています。（建築基準法第12条：定期調査・検査報告）



■ 報告時期について

定期調査・検査は4種類あります。

当建築物は、昇降機等を除き、下記✓項目が該当します。

	初回報告時期	以降の報告	
特定建築物	2000年 〇月予定	3年ごと	報告対象用途を含む建築物
<input type="checkbox"/> 防火設備			感知器連動式防火設備等
<input type="checkbox"/> 建築設備			非常用照明・換気設備等
昇降機等	(メンテナンス業者等が行います)		エレベーター等

■ 報告時期のご案内について

特定行政庁から案内通知書が届くと思われます。その際には、お気軽に弊社にご相談願います。

※ 報告時期に合わせて弊社からもご連絡を差し上げます。

■ 当建築物についての情報を共有しています。

弊社は、国土交通大臣から指定を受けた指定確認検査機関で、当建築物の建築確認済証交付を行ないました。従いまして、当建築物の情報を有しており、速やかな調査・検査対応が可能となります。

連絡先  
 株式会社東日本住宅評価センター 〇〇支店 建築審査部  
 TEL： 〇〇〇

〇〇 〇〇様  
 〇〇 〇〇様  
 〇〇 〇〇様  
 〇〇 〇〇様  
 〇〇 〇〇様

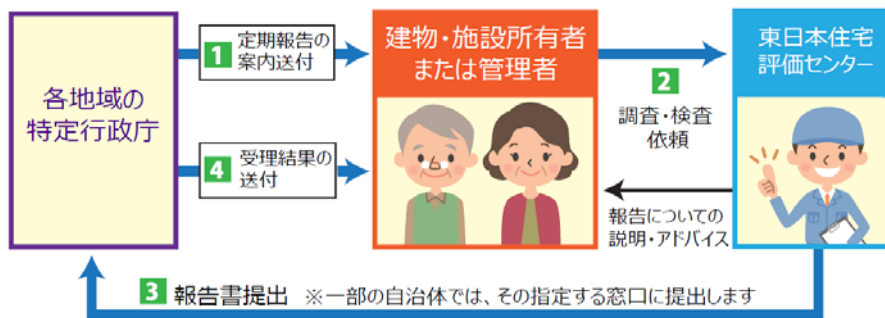
—定期報告のお知らせ—

**お客様の建築物（第東日本YY-XXXX号）は**

<用途>が （主要用途、最初の1つ）であり、  
 <規模>が （イ. 建築物全体） m<sup>2</sup> であるため  
**定期報告制度が適用されます。**

■ 特定建築物等の定期報告制度とは

多数の人々が利用する建築物のうち、政令及び特定行政庁が指定した建築物、昇降機及び昇降機以外の建築設備は、定期的にその状況を有資格者に調査・検査させて、その結果を決められた報告様式により特定行政庁に報告することが義務づけられています。（建築基準法第12条：定期調査・検査報告）



■ 報告時期について

定期調査・検査は4種類あります。  
 当建築物は、昇降機等を除き、下記✓項目が該当します。

	初回報告時期	以降の報告	
特定建築物	2000年 〇月	3年ごと	報告対象用途を含む建築物
<input type="checkbox"/> 防火設備			感知器連動式防火設備等
<input type="checkbox"/> 建築設備			非常用照明・換気設備等
昇降機等	(メンテナンス業者等が行います)		エレベーター等

■ 報告時期のご案内について

特定行政庁から案内通知書が届くと思われます。その際には、お気軽に弊社にご相談願います。  
 ※ 報告時期に合わせて弊社からもご連絡を差し上げます。

■ 当建築物についての情報を共有しています。

弊社は、国土交通大臣から指定を受けた指定確認検査機関で、当建築物の検査済証交付を行ないました。従いまして、当建築物の情報を有しており、速やかな調査・検査対応が可能となります。

連絡先  
 株式会社東日本住宅評価センター 〇〇支店 建築審査部  
 TEL: 〇〇〇